

平成元年度予算編成にあたっての整備新幹線の取扱いについて

(平成元年1月17日)
政府・与党申合せ

昭和63年8月31日政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」に従い、以下のとおり決定する。

(整備新幹線着工の決定)

1. 北陸新幹線高崎・軽井沢間については、平成元年度から、その建設に本格的に着工する。
2. 整備新幹線の建設費は、JR、国及び地域が負担する。
3. JRの負担については、各路線とも負担比率を50%とし、財源として、①整備新幹線の営業主体となるJRが開業後支払う整備新幹線貸付料（既設新幹線のリース料のJR各社への配分率の固定を前提とする。）及び②新幹線保有機構において生じる既設新幹線のリース料の余剰を充てる。これらの財源は、JRグループとしてプールして使用する。
4. 国及び地域の負担については、建設工事を次の二種に分け、それぞれ次の比率を負担する。
 - ① 第一種工事（線路その他の主体等の鉄道施設に係る工事）
国の比率 40% 地域の比率 10%
 - ② 第二種工事（駅その他の地域の便益に密接に関連する鉄道施設に係る工事）
国の比率 25% 地域の比率 25%

(注1) 地域とは、都道府県の区域とし、各地域は、それぞれ地域内の工事費を基礎として負担する。

(注2) 地方公共団体の負担については、地方債の発行（充当率90%）を許可する。
5. 国の財源については、運輸省所管の公共事業に配分されるべき予算の一部を転用することとする。平成元年度予算においては、北陸新幹線高崎・軽井沢間の建設費として国費50億円を計上する。
6. 整備新幹線の建設主体は鉄道建設公団とし、建設した施設は、同公団が保有し、営業主体であるJRに有償で貸し付ける。
(並行在来線の取扱い)
7. 並行在来線横川・軽井沢間については、適切な代替交通機関を検討し、その導入を図ったうえ、開業時に廃止することとし、そのため、関係者（運輸省、JR東日本、群馬県、長野県）間で協議する。

(難工事の取扱い)

8. 難工事の部分については、平成元年度予算に、「整備新幹線難工事推進事業費(仮称)」として、18億円を計上する。

具体的な個所は、次のとおり

北陸新幹線(金沢・高岡間)	加越トンネル	3.9億円
東北新幹線	岩手トンネル	7.7億円
九州新幹線	第三紫尾山トンネル	6.4億円

(その他)

9. 昨年度に引き続き、建設推進準備事業費として、鉄道建設公団に20億円を計上する。
10. 昭和63年8月31日政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」の第一項、第二項の前半部分及び第五項(着工優先順位の決定、従来の整備計画の維持、高崎・軽井沢間以外の区間等についての引き続き着工、難工事部分の早期着手など)は、依然として有効である。これに基づき、新たな区間等に引き続き着工する場合は、当該区間の並行在来線の取扱い、建設費、収支採算性等に関し、具体的な結論を得たのち、これを行うものとする。
11. なお、財源問題等の決定が行われたことを考慮して、整備新幹線建設促進検討委員会は、これを廃止することとし、本決定及び昭和63年8月31日政府・与党申合せに基づき決定を要する事項については、原則として、今後の予算編成過程において、関係省庁が協議して決定するものとする。